賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第二条）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　賃貸住宅管理業（第三条―第四十二条）	第二章　特定賃貸借契約の適正化のための措置等（第三条―第十二条）
第三章　特定賃貸借契約の適正化のための措置等（第四十三条―第五十一条）	第三章　雑則（第十三条）
第四章　雑則（第五十二条）	附則
附則	（人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する者）
（人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する者）	**第二条**　法第二条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
第二条　法第二条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。	一～四　（略）
一～四　（略）	五　賃貸人が組合（当該組合の組合員の間で不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に掲げる契約に限る。）が締結されているものに限る。第五条第四号において同じ。）である場合における当該組合の業務執行者又は当該業務執行者の関係会社
五　賃貸人が組合（当該組合の組合員の間で不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に掲げる契約に限る。）が締結されているものに限る。以下同じ。）である場合における当該組合の業務執行者又は当該業務執行者の関係会社	六　（略）
六　（略）	七　（略）
七　（略）	イ　当該信託の委託者又は受益者（以下「委託者等」という。）の関係会社
イ　当該信託の委託者又は受益者（以下この号及び第三十条第六号において「委託者等」という。）の関係会社	ロ・ハ　（略）
ロ・ハ　（略）	（新設）
第二章　賃貸住宅管理業	（新設）
（法第三条第一項の国土交通省令で定める規模）	（新設）
第三条　法第三条第一項の国土交通省令で定める規模は、賃貸住宅管理業に係る賃貸住宅の戸数が二百戸であることとする。	（新設）
（登録の更新の申請期間）	（新設）
第四条　法第三条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の九十日前から三十日前までの間に法第四条第一項の申請書（以下「登録申請書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。	（新設）
（手数料）	（新設）
第五条　法第三条第五項の手数料は、登録申請書に収入印紙を貼って納めなければならない。	（新設）
（登録申請書の様式）	（新設）
第六条　登録申請書は別記様式第一号によるものとする。	（新設）
（登録申請書の添付書類）	（新設）
第七条　法第四条第二項（法第七条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	（新設）
一　法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）が法人である場合においては、次に掲げる書類	（新設）
イ　定款又は寄附行為	（新設）
ロ　登記事項証明書	（新設）